

○水戸市災害見舞金等に関する条例

昭和46年3月22日

水戸市条例第7号

注 平成11年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、福祉の増進を図るため、市民が災害を受けたときに、り災者又は葬祭を行う者に対して、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を贈ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 火災
- (2) 風水害
- (3) 震災
- (4) その他の自然災害で市長が特に認めるもの

(見舞金等を贈る対象者)

第3条 見舞金等を贈る対象者(以下「対象者」という。)は、市内に居住する者とする。

(見舞金等の額)

第4条 見舞金等の額は、別表のとおりとする。

2 被害の程度は、市長が判定するものとする。

(見舞金等の制限)

第5条 市長は、災害が対象者の故意又は重大な過失である場合は、見舞金等を減額し、又は贈らないことができる。

(見舞金等の返還)

第6条 市長は、既に見舞金等を受けた者で、前条の規定に該当すると認める場合は、当該見舞金等の額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年8月12日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年8月4日から適用する。

付 則(昭和61年12月26日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年10月1日から適用する。

付 則(平成4年9月22日条例第27号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則(平成11年3月19日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の水戸市災害見舞金等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の災害から適用する。

別表(第4条関係)

(平11条例7・一部改正)

見舞金等の額

1 死亡等の場合

区分	金額
死亡	100,000円
全治3カ月以上の入院加療を要する負傷	30,000
全治1カ月以上3カ月未満の入院加療を要する負傷	20,000
全治1週間以上1カ月未満の入院加療を要する負傷	10,000

2 住家の損壊、滅失又は床上浸水の場合

区分	1世帯
全壊等	70,000円
半壊等	30,000
床上浸水	25,000

